

「廃棄物不法投棄の情報提供に関する協定」締結団体
会員事業者様

埼玉県環境部産業廃棄物指導課長 井ヶ田 幸生（公印省略）

廃棄物処理法に係る法令順守の徹底について（依頼）

県の環境行政の推進につきましては、格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、県では産業廃棄物の適正処理の推進や不適正処理の未然防止に向けた排出事業者への指導を行っています。

また、「捨て得は絶対に許さない」の基本方針の下、不法投棄の未然防止・早期発見・早期対応を3つの柱として、不法投棄110番や不法投棄通報アプリ「SNSピリカ」の運用など、様々な取組を行っているところです。

しかし、不法投棄の状況を見ると、その約7割を建設系廃棄物が占め、近年は大規模な事案は減少しているものの、依然として小規模な事案が発生し、その数は年々増加しています。

そこで、既に御承知のことと存じますが、改めて下記の点に御留意いただきますようお願いいたします。

記

1 廃棄物処理の基本的なルール

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「法」という。）第3条第1項において、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。
- (2) 廃棄物処理業者に産業廃棄物の処理を委託した場合であっても、排出事業者には処理責任があることに変わりはありません。
- (3) 法第12条第7項より、事業者は、産業廃棄物の最終処分が終了するまでの一連の処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

なお、不適正な処理を行う廃棄物処理業者に委託していたことが明らかになれば、排出事業者も法の措置命令の対象になる可能性があるとともに、社名等が公表され、コンプライアンスを十分に果たしていない事業者として社会的な評価を落としかねないリスクがあります。

2 法令順守徹底に関する依頼

- (1) 貴社及びグループ会社、サプライチェーン全体で法令順守の徹底をお願いします（法令順守等の確認にパンフレットを御活用ください）
 - ・ 産業廃棄物を排出する人が一番はじめに覚えるルール
 - ・ 産業廃棄物の取扱いについて「排出事業者の処理責任」
 - ・ あなたが出した産業廃棄物は、きちんと処理されていますか？
 - ・ 排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト
- (2) 産業廃棄物処理業者の企業努力の範囲を超える安価な処理単価は不適正処理の兆候です。廃棄物の処理を委託される際は複数社に見積依頼するなど、適正価格を把握されるようお願いします。
- (3) 法改正など最新の情報は県が主催する適正処理講習会等で情報収集をお願いします。

3 その他

このたび、県から不法投棄の情報提供に関する協定締結団体をはじめとする 43 団体に同様の依頼を行っています。そのため、県内の複数の団体に所属されている法人については、御案内の重複がございますことを御容赦ください。

担 当 監視・指導・撤去担当

電 話 048-830-3135,3136

E-mail a3120-03@pref.saitama.lg.jp